



国道 206 号 道路照明



# 安全で利用しやすい道路をめざして 長崎県道路附属物維持管理計画



国道 499 号 道路標識



(主) 平戸生月線 道路情報提供装置



長崎県

土木部 道路維持課

Nagasaki  
Prefectural  
Government

# 維持管理計画の目的

長崎県が管理する道路（全 2,450km）には、全 15,255 基（平成26年4月1日時点）の道路附属物（道路照明、道路標識、道路情報提供装置）があります。

これらの大半は、高度経済成長期の道路整備にあわせて設置されており、今後大量の道路附属物の修繕や更新が必要となることが想定されます。

また平成26年6月には、門型支柱を有する大型の道路附属物に関する定期点検が全国的に義務化されるなど、老朽化に対する適切な維持管理が求められています。

長崎県では、平成25年度にすべての道路附属物を対象にした道路ストック総点検を実施しており、この結果を踏まえた維持管理計画を策定します。維持管理計画は、道路附属物の点検や修繕・更新に係るトータルコストの縮減を行い、道路の安全性と利便性を確保することを目的としています。

## 道路附属物の現状

### 道路附属物の老朽化

- 設置後 50 年以上経過する施設は、現在はわずかですが 30 年後には半数以上に急増。

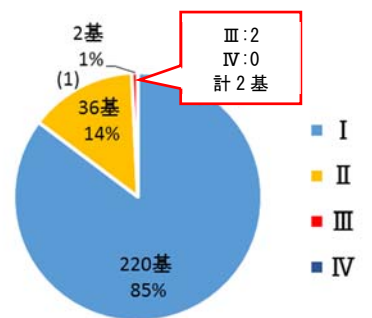
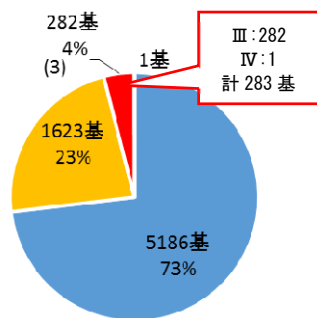
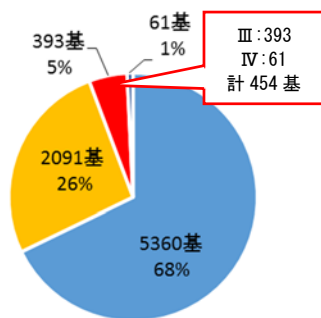


### 道路附属物の損傷状態

- 平成25年度の調査結果によると、早期や緊急に措置が必要な施設(健全性Ⅲ+健全性Ⅳ)が739基 (=454+283+2)。
- 健全性Ⅳの施設については、平成26年度に対策が完了。

#### ▼道路附属物の健全性の区分

健全性	健全性の区分
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態



## 県内道路附属物の損傷事例

▲各道路附属物の健全性別の施設数

### ●道路照明



### ●道路標識



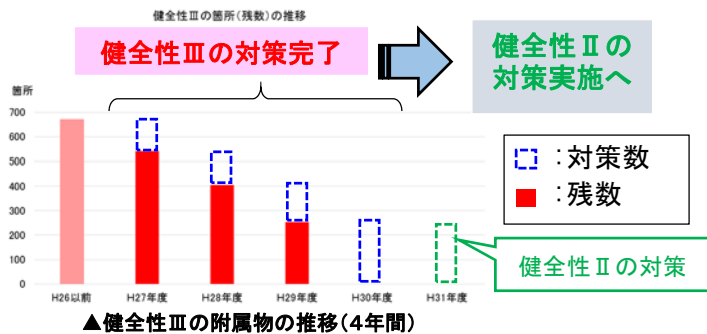
### ●道路情報提供装置



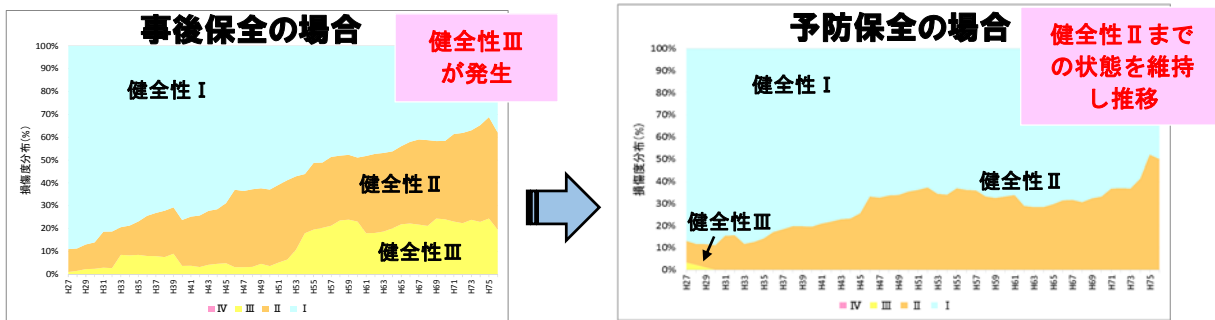




早期に対策が必要な「健全性Ⅲ」の対策を優先的に実施し約4年間で完了。  
 戦略的な維持管理により、現在の「健全性Ⅱ」を対象に、健全性Ⅲに至らない維持管理を実施。



▲健全性Ⅲの附属物の推移(4年間)



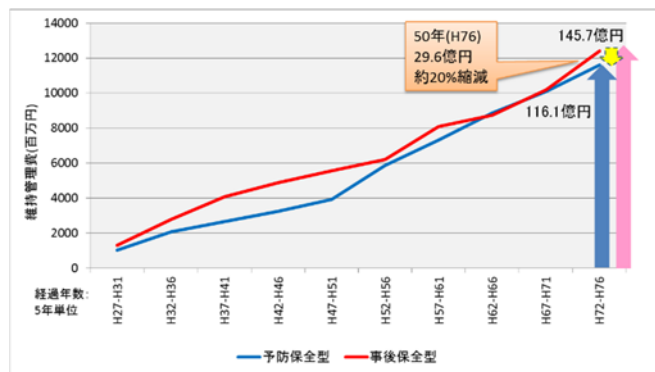
▲健全性の推移イメージ(50年間)

## 維持管理計画の効果

### 予防保全の実施によるコスト縮減

予防保全型の維持管理を実施することで、事後保全型の維持管理と比べ今後50年間で約29.6(約20%)億円のコスト縮減効果を発揮。

- 各施設の健全性や設置年からの経過年数に基づき、対策時期を決定。
- 対策初回は補修、二回目は更新を基本とした予防保全による維持管理を実施。



▲中長期的な維持管理費用の推移

## 事後評価

事後評価は、事業実施後、より戦略的な維持管理を目指すことを目的として実施。定期的な点検結果及び補修・補強履歴をデータベースに反映。また最新の点検結果による再評価を実施。

長崎県 土木部 道路維持課

〒850-8570 長崎市江戸町2-13 TEL 095-825-0504(直通) FAX095-820-0683

ホームページ <http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/doro-kotsu/ijikanri/>